

令和5年11月定例会 県土整備委員会
令和5年12月21日（木）
〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

山西委員長

ただいまから県土整備委員会を開会いたします。（13時04分）

直ちに議事に入ります。

これより危機管理環境部関係の調査を行います。

この際、危機管理環境部関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】（説明資料（その4））

- 議案第28号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第7号）

【報告事項】

なし

平井危機管理環境部長

危機管理環境部から11月定例会に追加提出を予定しております案件につきまして、危機管理環境部の県土整備委員会説明資料（その4）により、御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。

一般会計についてでございます。

危機管理環境部における11月補正予算案といたしまして、左から3列目補正額欄の最下段に記載のとおり5億1,300万円の補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で94億9,829万円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。課別主要事項説明でございます。

消防保安課の銃砲火薬ガス等取締費の摘要欄①のア、徳島県LPガス料金負担軽減支援事業では、国が直接行う都市ガスや電気料金等の負担軽減策に含まれていないLPガス料金の高騰の影響を受けている生活者の経済的な負担軽減を図るため、LPガス販売事業者を通じた使用料金の減額を行う経費として4億4,300万円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。

安全衛生課の環境衛生指導費の摘要欄①のア、新規事業、公衆浴場・クリーニング業燃料費高騰対策事業では、生活に密接に関わるサービスを提供し、経費に占める石油などの燃料費の割合が大きい一般公衆浴場及びクリーニング業に対し、燃料費高騰分や省エネ設備導入の補助をする経費として7,000万円の補正をお願いしております。

6ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。

今回御承認をお願いする事業について、翌年度繰越予定額を記載しております。

まず、消防保安課の高圧ガス取締費については、先ほど御説明させていただきました、徳島県LPガス料金負担軽減支援事業につきまして、令和6年2月分及び3月分の使用料

金から減額することとしておりまして、年度を超えて事務手続や予算の執行を行う必要があることから2億4,300万円の繰越しをお願いするものであります。

次に、安全衛生課の生活衛生指導助成費についても、先ほど御説明させていただきました公衆浴場・クリーニング業燃料費高騰対策事業につきまして、補助対象期間が最長で令和6年9月30日までとしておりまして、年度を超えて予算を執行する必要があることから7,000万円の繰越しをお願いするものであります。

これらの事業につきましては、しっかりと進捗管理をいたしまして、適正執行に努めてまいります。

危機管理環境部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

山西委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしく願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

私からは、今般、国際的な原材料価格高騰や円安の影響等により物価上昇が続いており、県民生活に大きな影響を及ぼしている中、先ほど平井部長から徳島県LPガス料金負担軽減支援事業第2弾についての御説明がありましたが、本年度の6月補正予算で実施された事業第1弾の実施状況や県民の皆様の反応等を教えていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

林消防保安課長

ただいま原委員より、徳島県LPガス料金負担軽減支援事業第1弾の実施状況や県民の皆様の反応等の御質問を頂いたところでございます。

物価高騰の影響を受けている県内LPガス消費者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者を通じまして使用料金の減額を行う、徳島県LPガス料金負担軽減支援事業を令和5年6月議会で御承認いただきまして、現在精算作業等の事務処理を実施しているところでございます。

当事業第1弾の支援期間につきましては、令和5年8月分から10月分までの3か月間といたしまして、税抜きベースで合計3,000円を上限に使用料金から減額したところでございます。

当事業第1弾は、LPガス販売事業者を通じまして、使用料金の減額を行っておりまして、広く県内のLPガス消費者へ支援を届けるためには、販売事業者様の御理解、御協力

が必要な事業となっているところでございます。このため、これまで多くの販売事業者に参加していただくために、県内を4か所の地域に分けての事前説明会の開催でありますとか、新聞広告への掲載、県及び県LPガス協会の広報媒体での周知、さらには、未交付申請の販売事業者への架電や訪問を実施してまいりました。

その結果、販売契約数ベースで19万4,970件の交付申請を頂きまして、県内のほぼ全てのLPガスを使用されている世帯の皆様へ支援を届けることができたのかなと考えておるところでございます。

また、県民の皆様からの反応についてでございますが、物価高騰が続いている中、LPガス料金の値引きは有り難い、非常に助かるといった好評のお声を頂いている一方で、電気や都市ガスは国の支援により値引きが延長されているんですが、LPガス料金の値引きは引き続きしてくれないのかといった、第2弾を望むお声も上がっていると県LPガス協会から伺っているところでございます。

原委員

県民の皆様からは、さきに実施した事業第1弾に対して好評のお声や第2弾を望むお声を頂いているとのことですが、第2弾を実施する背景や目的について教えていただきたいと思えます。

林消防保安課長

ただいま原委員より、第2弾を実施する背景や目的についての御質問を頂いております。

国において実施されておりました、電気料金及び都市ガス料金の負担軽減策におきましては、当初本年9月末で終了となっていたところでございますが、令和6年4月末まで延長されたところでございます。

このように、都市ガスに対する支援措置が延長されたことや、県内のLPガス料金が依然として高止まりの状態であることから、本県といたしましては、LPガス料金の負担軽減策についても国として責任を持って対策を講じるよう、全国知事会を通じまして国に対して提言を行ってまいったところでございます。

結果、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ脱却のための総合経済対策におきまして、地域の実情に応じた形でのLPガス使用世帯への支援が、引き続き推奨メニューの一つとして示されるとともに、国の令和5年度補正予算におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が盛り込まれ、先月29日に可決、成立したところでございます。

そこで本県といたしましては、本交付金を活用いたしまして、さきに実施した第1弾のノウハウや実績を生かしながら、LPガスを使用している生活者の負担軽減を図ることを目的に、第2弾をしっかりと迅速に実施してまいりたいと考えているところでございます。

原委員

分かりました。

さきに実施した事業第1弾のノウハウや実績を生かしながら第2弾を実施していくということですが、第2弾で行う支援の内容及び効果についてお伺いしたいと思います。

林消防保安課長

ただいま原委員より、第2弾で行う支援の内容及び効果についての御質問を頂いたところでございます。

具体的な支援の内容についてでございますが、まず支援対象は県内の全世帯数の約7割に当たります約20万世帯の一般消費者等が対象になってまいります。

支援期間につきましては、令和6年2月分及び3月分の2か月間を考慮しております。支援額につきましては、1世帯1契約につき税抜きベースで合計2,000円を使用料金から減額し、支援してまいりたいと考えております。

支援の方法につきましては、さきに実施した第1弾と同様、LPガス販売事業者は消費者の使用料金の値引きを実施していただきまして、値引いた額を県LPガス協会からLPガス販売事業者に助成、県から県LPガス協会にその原資などを補助するというスキームで実施してまいりたいと考えております。

当事業の効果につきましては、県民の皆様や現場の声に的確に対応するとともに、当事業の実施によりまして、物価高騰の影響を受けている県内のLPガス消費者の負担軽減が図られ、また電気、都市ガスの消費者とLPガス消費者との不公平感の解消にもつながるものと考えているところでございます。

原委員

支援内容としては1世帯契約につき税抜きで合計2,000円の減額を行うということですが、その支援金額及び支援期間の根拠を教えてくださいと思います。

林消防保安課長

ただいま原委員より、支援金額2,000円及び支援期間の根拠の御質問を頂いたところでございます。

まず、都市ガスに対する国の支援につきましては、令和3年と令和4年の平均価格を比較しまして、その価格上昇分に対して約54%となっているところでございまして、LPガスについても、令和3年と令和4年の平均価格を比較いたしまして、その価格上昇分に対して、この度支援措置が延長された都市ガスと同様の支援を行った場合、LPガスについては約2,000円となるところでございます。

なお、1か月で2,000円の値引きを実施した場合に、LPガスの使用量が少ない消費者の方に対しましては、満額の2,000円の値引きが行えない場合が出てきてしまうおそれがあることから、1か月でまとめて2,000円減額するのではなく、2か月で分割して支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

原委員

よく分かりました。

さきに実施した事業第1弾は県民の皆様から好評であったということで、本県のLPガス普及率は全国平均の約4割より高い約7割もあり、あらゆる物、サービスの価格が上がり、県民が大きな負担を感じている状況におきまして、この事業は多くの県民にとって、とても負担軽減につながるものだと考えます。

今後とも業界関係者とも連携しながら、県民生活を守り抜くための事業に積極的に取り組んでいただけるようよろしくお願いします。

続きまして、本定例会に追加提案されております、5ページの新規事業補正予算案、公衆浴場・クリーニング業燃料費高騰対策事業について何点かお伺いしたいと思います。

今回の追加の補正予算案において、県としては初となる県内の一般公衆浴場とクリーニング業を対象とする燃料費掛かり増し経費に対する直接支援が盛り込まれていますが、まずは、事業を実施する背景や目的を具体的に教えていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

岸本安全衛生課長

ただいま原委員より、今回追加提案させていただいております公衆浴場・クリーニング業燃料費高騰対策事業の背景、目的についての御質問を頂きました。

本年5月、新型コロナウイルス感染症の五類移行により、社会経済活動も回復しつつありますが、一方でウクライナ危機の長期化や円安などを背景に物価の上昇が進んでおり、特に燃料費の高騰は県民生活のみならず、県内事業者の経営にも影響が及んでおります。

このため県におきましては、県生活衛生営業指導センターや各生活衛生同業組合との意見交換をはじめ、あらゆる機会を通じて、県内の生活衛生関係営業の経営状況や物価高騰の影響等の把握に努めてまいりました。

その結果、社会経済活動の回復に伴い、生活衛生関係営業も回復基調にはあるものの、一般公衆浴場とクリーニング業におきましては、経費に占める重油やLPガスなどの燃料費の割合が特に大きく、燃料費高騰により厳しい経営状況にあるとのお声をお聞きしております。

また、こうした現場の声も踏まえまして、これまで燃料費価格の動向分析と併せまして、同業種に対しまして先月燃料費に関する緊急的な実態調査を実施したところ、御協力を頂きました事業者のほぼ全員の方から燃料費高騰が経営を圧迫しているとのお声を頂き、その実態を確認したところでございます。

さらに先般国会で成立いたしました新たな経済対策のための補正予算案に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が盛り込まれ、その推奨事業メニューの一つとして、経費に占める燃料費の割合が特に大きい、一般公衆浴場とクリーニング業への支援が示されるなど、国として支援の必要性も打ち出されたところでございます。

こうした点を踏まえ、県におきましては国の補正予算成立に即応し、この度追加の補正予算案といたしまして一般公衆浴場とクリーニング業への支援をお願いするものでございます。

原委員

事業実施の背景、目的、そして生活衛生関係営業のうち、一般公衆浴場とクリーニング業に対する支援を行うということについてはよく分かりました。

今回、燃料費高騰の影響が特に大きい業種である一般公衆浴場とクリーニング業に対して支援されるとのことですが、どのような事業スキームを実施されるのか詳細を教えてくださいたいと思っております。

岸本安全衛生課長

ただいま原委員より、事業のスキームについての御質問を頂きました。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたしまして、予算額7,000万円で大きく二つの内容で事業を実施したいと考えております。

まず一つ目でございますが、一般公衆浴場とクリーニング業における重油、LPガスなどの燃料の掛かり増し経費に対する支援でございます。

具体的には、両業種における燃料費の価格高騰分について、市場価格に基づき補助基準単価を重油などの燃料は1L当たり6円、またLPガスも1m³当たり6円として設定し、補助率を2分の1とした上で、本年4月から令和6年3月末までの1年間の購入実績に対して支援してまいりたいと考えております。

次に二つ目として、省エネ化を図る一般公衆浴場を対象に施設機械の整備経費に対して支援を行いたいと考えております。

具体的には、設備の高性能化や照明のLED化などの省エネへの整備経費に対しまして、補助率を2分の1で支援することとし、整備内容により上限額を設定の上、本年4月から令和6年9月30日までに整備したものを対象としたいと考えております。

なお、支援対象事業者につきましては、一般公衆浴場は物価統制令に基づく入浴料金で営業している施設に限ることとし、またクリーニング業につきましては、作業を行わない取次所やコインランドリーを除く、クリーニング所の届出事業者を支援対象事業者としてまいりたいと考えております。

原委員

事業スキームについて内容はよく分かりました。

今回支援を行う対象者についても御説明いただきましたが、県内で支援対象となる事業者は一体どれくらいあるのでしょうか、教えてください。

岸本安全衛生課長

ただいま原委員より、支援対象事業者数につきまして御質問を頂いております。

一般公衆浴場につきましては、県内の許可施設24施設のうち自治体設置の公営施設を除く19施設を支援対象に、またクリーニング業につきましては、取次所及びコインランドリーを除いたクリーニング所として届出をしている126施設を支援対象としたいと考えておまして、今回の支援を通じまして、経費に占める燃料費の割合が特に高い、県内の一般公衆浴場とクリーニング業の業を守り、県民生活の安定につなげたいと考えております。

原委員

分かりました。

一般公衆浴場では、物価統制令に基づき令和5年1月より入浴料金の改定を行ったものの、それ以降も燃料費高騰が継続しており、経営が非常に厳しいとお聞きしております。

また、クリーニング業につきましても燃料費高騰を価格転嫁できず、多いところでは1か月間に重油など燃料費使用量が1万Lを超すところもあり、経営を圧迫しているとお聞

きしております。

生活衛生関係営業は、県民生活に欠かすことのできないものであり、事業者への支援は県民の皆様の生活を守る上でも非常に意義のあることだと思います。

事業者の業を守るため、また県民生活を守るためにもしっかりと取り組んでいただきたいことを要望いたしまして、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

古川委員

参考資料を見ながら説明を聞いていたのですが、省エネ設備の導入費用については、対象が一般公衆浴場だけ書いてあるんですけど、クリーニング所に対してもするんですね。

岸本安全衛生課長

ただいま古川委員から、省エネ設備の導入の対象事業者についての御質問を頂いております。

省エネ設備の導入につきましては、一般公衆浴場のみを対象としておりまして、クリーニング所は対象とはしておりません。

古川委員

そうって説明したんかな。両方と聞いたのは聞き間違いかな。すみません。

あと、事業費の内訳が補助金と事務費に分かれてるんですけど、これはどうしてですか。省エネの分も補助金なんでしょう。

岸本安全衛生課長

ただいま古川委員より、事業費の内訳につきまして御質問を頂いております。

まず、事業費のうちの補助金につきましては、燃料費の高騰対策支援の分と省エネ設備の導入経費に係る補助金ということになっております。

一方、事務費としまして1,062万6,000円を計上させていただいておりますけれども、これは事業を円滑に実施するため、必要な業務を外部委託することも想定いたしまして、その分の事務経費として計上させていただいております。

古川委員

そしたらこれは、新規事業だから事務費を付けていて、前のガスとかは、最初のときはやっぱり事務費を付けていた感じですか。今回新規事業だから付けたということですか。

岸本安全衛生課長

今回、追加提案させていただいております公衆浴場・クリーニング業燃料費高騰対策事業につきましては、この度初めての事業ということで、今後制度設計する上での必要な経費として計上させていただいているということでございます。

古川委員

もう一度聞きますけど、LPガスも最初のときは事務費を付けとったということによろ

しいのですね。

林消防保安課長

ただいま古川委員より、徳島県L Pガス料金負担軽減支援事業の事務費についての御質問を頂いております。徳島県L Pガス料金負担軽減支援事業につきましては、全て18節の補助金でございます。

古川委員

事務費を付けるのと、付ける額も何かざっくりしているなという印象をすごく受けるんですけど、これはほかのとは違うんですか。

事務費を付けて委託しないとできないとか、そういうような形なので付けたということでもいいのですね。

岸本安全衛生課長

ただいま古川委員から、事務費に関する御質問を頂いております。

この度、追加提案させていただいております公衆浴場、クリーニング業への支援につきましては、対象事業者が一般公衆浴場は19施設でございますけれども、クリーニング所、クリーニング業におきましては126施設ということになっておりまして、今後制度を適切に運用していくことを第一に考えますと、外部への委託も想定いたしまして事務費を計上させていただいているというところでございます。

林消防保安課長

先ほどの事務費の御質問について、県の歳出の節といたしましては、全て補助金ではあるのですが、一般社団法人徳島県L Pガス協会が事務を行うための経費については、その補助金の中に含まれているということでございます。

古川委員

分かりました。

L Pガスのほうは協会がしっかりしとるんで、その中で進めていってもらって、今回は県でどこかやってくれるところを探さないといけないという理解にしておきます。基本的に必要な事務費は付けて当然だろうとは思いますが、今回全部で5,000億円の限られた予算の中でやるんで、できるだけ合理的に事務費も算定してやっていただけたらと思います。

山西委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理環境部関係の調査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（13時31分）